

熊本県監査委員公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により令和2年（2020年）11月30日から令和3年（2021年）1月28日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）8月19日

熊本県監査委員 福島 誠 治  
 同 竹 中 潮  
 同 内 野 幸 喜  
 同 高 野 洋 介

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員 会小川工 業高等学 校	<p>（行政財産の目的外使用許可に伴う電気料金の過徴収について）</p> <p>売店及び自動販売機の行政財産使用許可に伴う電気料金について、平成27年度(2015年度)以降複数年にわたり算定を誤り、本来徴収すべき電気料金より過大に徴収している。</p> <p>熊本県財産条例等に基づき、適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>過徴収があった電気料金については、令和元年(2019年)10月及び12月に返還した。</p> <p>また、検針不要のメーター一分を誤って合算したことが過徴収の主な原因であるため、メーターの検針記録表に検針するメーターの写真を貼り付けて、正しい計測方法を「見える化」することで再発防止を図った。</p> <p>さらに、過徴収の原因には、異動時の事務引継が適切にできていなかったことも考えられるため、この事務処理に限らず、誤りが生じやすいと思料する事例については、書面での記録及び引継ぎを徹底することにより、適正に事務処理を行っていく。</p>
教育委員 会荒尾支 援学校	<p>（職員の交通事故について）</p> <p>通勤中に、司法処分が科された人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>当該職員に対して、教職員としての自覚を持ち、常に緊張感を持った運転を心がけるよう、校長・教頭から指導した。</p> <p>また、全職員に対して、職員朝会や職員会議時に安全運転の励行及び飲酒運転の根絶に向けた指導・注意喚起を行うとともに、時間に余裕を持った行動をとるよう徹底した。</p> <p>今後も職員会議・職員朝会の際に、交通事故・交通違反の根絶に向けた研修・注意喚起といった取組を継続していくこととする。</p>

<p>教育委員 会 芦北支 援学校</p>	<p>(職員の交通法規違反について)          公務中に、司法処分が科された交通法規違反が 1 件発生している。          職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>管理職が本人に対して聴き取り及び指導を行い事案確認した後、直ちに全職員に対して安全運転の徹底について訓示した。          また、日頃より定期的に全職員による「安全運転 10 の自覚」の唱和を実施したり、公務員等の交通事故・違反の報道等を紹介するなどして注意喚起している。          さらに、職員研修において、交通事故防止や飲酒運転撲滅を議題に取り上げ、班協議や意見発表を行わせ、交通安全意識の高揚を図った。</p>
-------------------------------	--	--